

下記の業務委託について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和4年12月9日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁西館3階 静岡県健康福祉部医療局医療政策課

電話番号 054-221-2284

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

医政第329号

(2) 業務名

令和4年度静岡県の地域医療に関する調査業務委託

(3) 業務概要

県内に在住する満20歳以上の県民2,000人の抽出、郵便によるアンケート調査の実施、集計・分析及び報告書の作成等

(4) 業務期間

契約日から令和5年3月20日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県の一般業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格等において、調査業務の営業種目について競争入札参加資格を有している者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 入札の公告の日から開札の日までの間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次のアからキまでに該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 入札に参加する本社、支店又は営業所の所在地が静岡県内であること。

(7) 平成29年4月以降に、国または地方公共団体が発注した意識調査で、郵送配布・郵送回収方式によるアンケート調査業務を受託し、完了した実績を有する者であること。

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告日から令和4年12月14日（水）午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無料で直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

公告日から令和4年12月15日（木）正午まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

入札説明書による

(3) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和4年12月16日（金）午後1時15分

(2) 入札の場所

静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館20階第1会議室A

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を満たしていない者が行った入札、入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札又は令和4年度静岡県の地域医療に関する調査業務委託契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 詳細は入札説明書による。

(2) 落札者は、県と契約締結する際、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

また、委託業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請業者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、県にその写しを提出すること。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 照会窓口は、静岡県健康福祉部医療局医療政策課（電話番号054-221-2284）とする。